

山形地方最低賃金審議会

【第4回】

期 日 令和4年8月26日（金）

場 所 山形労働局 大会議室

山 形 労 働 局

令和4年度山形地方最低賃金審議会（第4回）議事次第

1 開 会

2 議 事

(1) 山形地方最低賃金審議会の意見に関する異議の取扱いについて

(2) 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性について

3 そ の 他

4 閉 会

2022年8月23日

山形労働局 局長 小森 則行 殿

山形県労働組合総連合

議長 勝見 忍

〒990-0053 山形市薬師町二丁目6-15

電話 023-615-2172

山形県医療労働組合連合会

執行委員長 渡辺 勇仁

〒990-2324 山形市青田南6-28

電話 023-631-4334



2022年山形県最低賃金額改定に対する異議申出書

酷暑の中、ご多忙な日程をぬって、最低賃金の改善をめざし、ご尽力されました審議会の皆様に心から敬意を表します。

8月10日に答申された今年度の山形県最低賃金の改定額854円は、時間額方式になった2002年度以降で最高額であり、引き上げ幅も過去最大です。新型コロナウイルスの感染拡大の長期化と物価高騰による困難な情勢において、真摯に検討を重ねられ、中央最低賃金審議会が目安制度開始以降最大の引き上げ目安を示す中で、さらに2円を上積みする引き上げ額を答申したこと、これにより、東京都最低賃金との格差を答申額で1円縮小したことに対して、評価し敬意を表するものです。

また、必要な中小企業支援の内容について具体的に言及し、政府への意見として表明されていることも評価できます。「業務改善助成金について、原材料費等の高騰にも対応したもの」とすることを例とした「実効性ある支援の拡充」は当然必要なものです。労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の「適切な転嫁」が必要なことは、それが大企業への要求であることを含め、私たちが中小企業経営者や経営者団体との懇談を通じて認識していたこととも一致しています。中小企業・小規模事業者が「賃上げの原資を確保できる」ことを目的として明示されたこと、重点的な支援の拡充が本県を含む「Dランク県」に共通の課題であることを表明されたことについても、見識があるものと思います。

しかしながら、とりわけ非正規労働者にとっては、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準にはおよばず、この間の急激な物価高騰にも対応できません。地域間格差については、依然として最高額の東京都1072円との差は218円であり、全国平均との差も無視できない金額です。低賃金と格差を放置すれば、地方の過疎化・少子化・人口減少が加速するとともに中小企業・小規模事業の経営困難が増大し、地域経済のいっそうの疲弊につながります。コロナ禍や物価高によって打撃をうけている経済を立て直すこともできません。山形県労連がこの間取り組んだアンケートでは、当面せめて時間額1,000円を求める声が多数を占めています。

以上の立場から、山形県労働組合総連合および山形県医療労働組合連合会は、下記の異議を申し立てます。

記

1. 山形県最低賃金額を 854 円とするとした答申については不十分であり、再審議を求めます。長期化するコロナ禍の中で国民生活を支えるエッセンシャルワーカーなど非正規雇用で働く労働者の低賃金状態を打開し、現状の急激な物価高騰に対応するため、本県最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げて下さい。
2. 人口減少や労働力の流出をくいとめるため、地域間格差の是正をより一層重視して下さい。そのため、厚生労働省および中央最低賃金審議会に対し、格差を前提としている現行のランク制度の廃止と全国一律制度への移行を求める意見を送付して下さい。
3. どのような審議を経て答申に至ったのか、本審議会の公開のみでは多くの県民が理解することはできません。審議会は、専門部会も含めて全面公開して下さい。

以上

【異議を申し立てる理由】

(1) 全国どこでも時間額 1,500 円の必要性

答申された最低賃金額では、「健康で文化的な最低限度の生活」はきわめて困難です。厚生労働省が最低賃金の計算の際に使用する月間労働時間 173.8 時間で計算しても、月額 148,425 円にとどまり、年収でも 1,781,102 円にすぎず、ワーキングプアの域を脱することすらできません。

静岡県立大学と全労連が共同して 2016 年に実施した最低生計費試算調査では、月平均労働時間を 150 時間（年 1,800 時間）とし、若年単身者が親元を離れ、健康で文化的な最低限度の水準で自立した生活を展望する場合、全国どこでも時給 1,500 円程度かそれ以上、月額 22 万円～24 万円（税込み）の賃金が必要であることが試算されています。

東京都最低賃金が中央最低賃金審議会の目安通り 31 円引き上げで山形県最低賃金がこのたびの答申通り 32 円引き上げならば、その格差は金額で 1 円縮まることとなります。しかしこの場合山形県最低賃金は、東京都の 1,072 円とは依然 218 円の開きがあります。年間 1,800 時間と仮定して、同じ仕事をしていても年収 392,400 円もの格差が温存されることは容認できません。

審議会においては、現行法制度の枠内での審議が前提となっているものと思われます。しかし、本県が深刻な人口減少・労働力の流出に直面しており、その要因の 1 つに低賃金や賃金格差があるとすれば、審議会として真剣にこうした実態に向き合い、どのように格差を是正するかの検討は避けられないと考えます。少なくとも、現行ランク制度のあり方について見直しを求めることも含め審議を行い、厚生労働省や中央最低賃金審議会に対して意見を示すことが必要です。

(2) 引き上げが物価高騰に追いついていない

消費者物価の基礎的支出項目は 4.4%上昇しています。しかし、このたびの中央最低賃金審議会の目安額の加重平均 31 円は 3.3%、山形県最低賃金の答申額でも 3.9%の上昇にとどまっています。

ただしこれは、政府が最低賃金引き上げに対し十分責任を持とうとしなかったことも反映していると思われま。昨年までの中央最低賃金審議会には政府方針が示され、不十分ながらも「平均 1,000 円」とともに「年率 3%程度」と単年度目標も示されていました。今回政府（岸田首相）は、2020 年までに達成するはずだった「平均 1,000 円」をそのまま繰り返し、「引き上げ額については、しっかり議論する」というだけで単年度目標を示しませんでした。その結果、春闘の零細企業での賃上げ 2%程度が議論の出発点とされてしまい、これも引き上げ額が物価高騰に及ばない一因となっています。

しかし、このように政府や中央最低賃金審議会の対応が不十分だからこそ、山形地方最低賃金審議会には、山形県の労働者および使用者を代表する立場で、必要な水準を示すことが期待されていると考えます。

(3) ケア労働者の賃上げ・地域間賃金格差解消の必要性

医療・介護労働者は国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が 8～9 万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。

(4) 専門部会が非公開なため金額審議が不透明

鳥取地方最低賃金審議会の例では、山形地方最低賃金審議会同様、金額審議の専門部会では公益委員が労使双方の委員と順繰りに面談してこれを反復する形で審議が行われています。それでも、その審議は公開されています。従って、山形においても、こうした審議方法を理由として金額審議の専門部会が非公開とされる必然性はないと考えます。

なお鳥取では、個別企業の情報などは必ずしも提示されてはいないと関係者が語っています。最低賃金法では審議の公開が原則であることから、専門部会においても、公開の障害となるような情報は極力扱わず、公開できるようにしていただきたいです。また、単に前年度にいくら上積みするかにとどまらず、例えば生活できる賃金額はいくらであるか、その実現に必要な中小企業支援の内容や規模はいかなるものと考えられるかなど、個別企業の事情などにとどまらず全体的なことが審議されるべきではないかと考えます。

そのうえで、当面どうしても支払い能力が担保できないことがしっかり論証されている場合などにおいては、あるいは私たちが納得できることもあるでしょうが、現状ではそうした審議の過程がまったくわからず、結論だけが示されることから、公開のあり方の改善を求めます。

以上

(参考様式例)

山形労働局長 様

山形県最低賃金に関する異議申出書

【異議申し出の趣旨】

山形県最低賃金は時間額 (1,500) 円にしてください。

※日額、月額などでの表示も可能です。

【異議申し出の理由】

年金生活ですが足りない為、パートに働いて
います。

親が亡くなった後、パートの息子がどのよう
に生きていくのか...

大変心配です。

最低賃金をもっともっと上げて下さい。



※あなたの生活実感など、上記の額が必要と思われる理由などを書いてください。

2022年8月 日

(ご住所)

(お名前)

令和4年度 全国の地域別最低賃金答申状況

順位	ランク	都道府県名	答申金額	前年度決定額	引上額	目安差額	結審状況	発効年月日
1	A	東京	1072円	1041円	31円		●	令和4年10月1日
2	A	神奈川	1071円	1040円	31円		●	令和4年10月1日
3	A	大阪	1023円	992円	31円		○	令和4年10月1日
4	A	埼玉	987円	956円	31円		○	令和4年10月1日
5	A	愛知	986円	955円	31円		○	令和4年10月1日
6	A	千葉	984円	953円	31円		●	令和4年10月1日
7	B	京都	968円	937円	31円		●	令和4年10月9日
8	B	兵庫	960円	928円	32円	+1	○	令和4年10月1日
9	B	静岡	944円	913円	31円		●	令和4年10月5日
10	B	三重	933円	902円	31円		●	令和4年10月1日
11	B	広島	930円	899円	31円		●	令和4年10月1日
12	B	滋賀	927円	896円	31円		●	令和4年10月6日
13	C	北海道	920円	889円	31円	+1	●	令和4年10月2日
14	B	栃木	913円	882円	31円		▲	令和4年10月1日
15	B	茨城	911円	879円	32円	+1	●	令和4年10月1日
16	C	岐阜	910円	880円	30円		▲●	令和4年10月1日
17	B	富山	908円	877円	31円		●	令和4年10月1日
17	B	長野	908円	877円	31円		●	令和4年10月1日
19	C	福岡	900円	870円	30円		●	令和4年10月8日
20	B	山梨	898円	866円	32円	+1	●	令和4年10月20日
21	C	奈良	896円	866円	30円		●	令和4年10月1日
22	C	群馬	895円	865円	30円		○	令和4年10月8日
23	C	岡山	892円	862円	30円		●	令和4年10月1日
24	C	石川	891円	861円	30円		○	令和4年10月8日
25	C	新潟	890円	859円	31円	+1	●	令和4年10月1日
26	C	和歌山	889円	859円	30円		●	令和4年10月1日
27	C	福井	888円	858円	30円		●	令和4年10月2日
27	C	山口	888円	857円	31円	+1	●	令和4年10月13日
29	C	宮城	883円	853円	30円		○	令和4年10月1日
30	C	香川	878円	848円	30円		▲	令和4年10月1日
31	D	福島	858円	828円	30円		○	令和4年10月6日
32	D	島根	857円	824円	33円	+3	●	令和4年10月5日
33	C	徳島	855円	824円	31円	+1	○	令和4年10月6日
34	D	岩手	854円	821円	33円	+3	●	令和4年10月20日
34	D	山形	854円	822円	32円	+2	●	令和4年10月6日
34	D	鳥取	854円	821円	33円	+3	●	令和4年10月6日
34	D	大分	854円	822円	32円	+2	●	令和4年10月5日
38	D	青森	853円	822円	31円	+1	●	令和4年10月5日
38	D	秋田	853円	822円	31円	+1	●	令和4年10月1日
38	D	愛媛	853円	821円	32円	+2	●	令和4年10月5日
38	D	高知	853円	820円	33円	+3	●	令和4年10月9日
38	D	佐賀	853円	821円	32円	+2	●	令和4年10月2日
38	D	長崎	853円	821円	32円	+2	●	令和4年10月8日
38	D	熊本	853円	821円	32円	+2	●	令和4年10月1日
38	D	宮崎	853円	821円	32円	+2	●	令和4年10月6日
38	D	鹿児島	853円	821円	32円	+2	●	令和4年10月6日
38	D	沖縄	853円	820円	33円	+3	●	令和4年10月6日
		全国加重平均額	961円	930円	31円		-	-

(注2) 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有あり。

(注1) 採決状況欄 ○:全会一致 ●:使用者側反対 ●:使用者側一部反対 ▲:労働者側反対 ▲:労働者側一部反対 ■:使用者側一部退席 ▼:労働者側一部退席



山形労発基0826第1号
令和4年8月26日

山形地方最低賃金審議会
会長 村山 永 殿

山形労働局長
小森 則行

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、山形県労働組合総連合議長勝見忍及び山形県医療労働組合連合会執行委員長渡辺勇仁他1名から、最低賃金法第11条第2項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。



令和4年8月26日

山形労働局長
小森 則行 殿

山形地方最低賃金審議会
会長 村山 永

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和4年8月26日貴職から、8月10日付け山形県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する山形県労働組合総連合議長勝見忍及び山形県医療労働組合連合会執行委員長渡辺勇仁他1名からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和4年8月10日付け答申どおり決定することが適当である。



令和4年8月26日

山形労働局長
小森 則行 殿

山形地方最低賃金審議会
会長 村山 永

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和4年8月10日付け山形労発基0810第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。



令和4年8月26日

山形労働局長
小森 則行 殿

山形地方最低賃金審議会
会長 村山 永

山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和4年8月10日付け山形労発基0810第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。



令和4年8月26日

山形労働局長
小森 則行 殿

山形地方最低賃金審議会
会長 村山 永

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性
の有無について（答申）

当審議会は、令和4年8月10日付け山形労発基0810第3号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県自動車・同附属品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県自動車・同附属品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

写

令和4年8月26日

山形労働局長
小森 則行 殿

山形地方最低賃金審議会
会長 村山 永

山形県自動車整備業最低賃金の改正決定の必要性の有無に
ついて（答申）

当審議会は、令和4年8月10日付け山形労発基0810第4号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県自動車整備業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県自動車整備業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。



山形労発基0826第2号
令和4年8月26日

山形地方最低賃金審議会
会長 村山 永 殿

山形労働局長
小森 則行

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第2号）
- 2 山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第3号）
- 3 山形県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第4号）
- 4 山形県自動車整備業最低賃金（令和2年山形労働局最低賃金公示第5号）